

令和4年5月27日

保護者の皆さま

大阪府立信太高等学校
校長 平田 眞二

学校生活における生徒等のマスクの着用について

先日、5月20日に厚生労働省から「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」が公表されたことを踏まえ、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から、令和4年5月25日付で府教育庁に通知がありました。

これから夏季を迎えるに当たり、学校生活における生徒等のマスクの着用について改めて留意すべき点を下記にまとめました。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、今後も必要に応じて別途の対応等についてご協力をお願いすることがありますので、よろしく願いいたします。

記

■屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業の際には、マスクの着用は必要ない。
・生徒の間隔を十分に確保する、屋内で実施する場合には、呼気が激しくなるような運動を行うことは避ける、こまめに換気を行う等に留意する。

■運動部活動についても、体育の授業に準じつつ、近距離で組み合ったり接触したりする運動をはじめ活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドライン等（※1）も踏まえて対応する。

※1 スポーツ関係の新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインについて

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

特に以下に記載するような場面においては、マスクの着用を含めた感染対策を徹底する。

- ・活動の実施中以外の練習場所や部室、更衣室、ロッカールーム等の共有エリアの利用時
- ・部活動前後での集団での飲食や移動時
- ・大会等の参加に当たっては、大会中はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や控え室、休憩スペース、会議室、洗面所等の利用時、開会式、抽選会、表彰式等の出席時、応援時
- ・寮や寄宿舎における集団生活時 等

■熱中症リスクが高い夏場においては、登下校時にマスクを外すよう指導するなど、熱中症対策を優先する。

- ・マスクを外すよう指導する際には、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても併せて周知する。
- ・公共交通機関を利用する場合には、マスクを着用するなどの感染対策が必要であることを周知する。

以上